第１０章　医療法人承継税制

１０－１　医療法人（社団）の出資持分の評価

Ｑ１０－１
医療法人・社団、出資持分の評価方法について教えて下さい。

Ａ１０－１

医療法人の出資持分の評価は、相続財産評価通達に基づき、その規模等により次のように評価されます。

（１）規模の判定

まず、その法人の規模を２つの基準で次のように判定します。

① 従業員数 100 人以上か → YES 大会社
　　→ NO ②へ

② 取引高 20 億円以上または
従業員 50 人以上かつ総資産 10 億円以上か → YES 大会社
　　→ NO ③へ

③ 取引高 8,000 万円以上 20 億円未満または
従業員５人超かつ総資産 5,000 万円以上 10 億円未満か → YES 中会社
　　→ NO ④へ

④ 取引高 8,000 万円未満かつ
従業員５人以下かつ総資産 5,000 万円未満 → 小会社

（２）評価方法

その規模に応じて、次のように決められた、大・中・小法人に分類しそれぞれの評価方法を決めます。

① 大会社に相当する医療法人
「類似業種比準価額」と「純資産価額」とのいずれか低い価額。

② 中会社に相当する医療法人
「類似業種比準価額」×L＋「純資産価額」×（１－L）と「純資産価額」のいずれか低い価額。

③ 小会社に相当する医療法人
原則は「純資産価額」。ただし、「類似業種比準価額」×0.5＋「純資産価額」×0.5 と計算することもできます。

（３）類似業種比準価額方式

類似業種比準価額は以下の算式で計算します。

$$A \times \left[\frac{\frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{4} \right] \times \text{割合} \times \frac{\text{1口当たりの出資の金額}}{50\text{円}}$$

Ａ＝類似業種の価額（国税庁が公表している株価表のその他の産業）
Ｃ＝評価時点の類似業種の１株当たりの年利益金額
Ｄ＝評価時点の類似業種の１株当たりの純資産額（帳簿価額）
ｃ＝医療法人の１口当たりの年利益金額
ｄ＝医療法人の１口当たりの純資産額（帳簿価額）
割合⇒「大会社＝0.7」、「中会社＝0.6」、「小会社＝0.5」

（４）純資産価額方式

純資産価額方式は、一定時点の医療法人の資産負債の簿価を適正な時価に評価し直して計算します。また、評価益に対する法人税等相当額は差し引くことができます。

計算式で表せば次のとおりです。

資産の相続税評価額－負債の相続税評価額－評価益に対する法人税等

なお、相続税評価額は、財産評価基本通達に基づいて評価されます。